

引っ越しシーズン到来

住民係

転入・転出などの届出は忘れずに！

3月、4月は入学・就職の季節です。立科町に転入されたとき、町外へ転出される時等、住所に変更が生じたときは、すみやかに届出してください。

届出者は原則として異動者本人ですが、世帯主が代わりに届出することもできます。世帯主でない代理人が届出する場合、ご本人からの委任状が必要です。手続きの際、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。運転免許証、個人番号カード、パスポート等のご提示をお願いします。

なお、正当な理由がなく、14日以内に届出をしない場合、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

種 類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 町内に住所を移した時	転入してから 14日以内	・印鑑 ・転出証明書（前住所地で発行されたもの） ・個人番号カード（通知カード） ・住民基本台帳カード（該当者） ・障害者手帳（該当者） ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転出届 町外へ住所を移す時	転出前、または 転出後14日以内 ※郵送でも請求 ができます	・印鑑 ・印鑑登録証（登録者） ・個人番号カード（該当者） ・住民基本台帳カード（該当者） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転居届 町内で住所を変更した時	転居してから 14日以内	・印鑑 ・個人番号カード（通知カード） ・住民基本台帳カード（該当者） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ・障害者手帳（該当者） ☆運転免許証などの本人確認できる書類

役場では毎週月曜日（当日が休日の場合は翌日）時間外の窓口業務を午後7時まで実施していますのでご利用ください。

お問合せ先 町民課住民係 電話 88-8404

町議会3月定例会のお知らせ



3月定例会日程（予定）

議会事務局

- 3月 2日(金) 午前10時～ 本会議（提案説明）
- 5日(月) 午前10時～ 本会議（提案説明）
- 6日(火) 午前10時～ 本会議（議案質疑委員会付託）
- 7日(水) 午前10時～ 本会議（一般質問）
- 8日(木) 午前10時～ 本会議（一般質問）
- 9日(金) 午前 9時～ 社会文教建設常任委員会
- 12日(月) 午前 9時～ 総務経済常任委員会
- 13日(火) 午前 9時～ 予算特別委員会
- 14日(水) 午前 9時～ 予算特別委員会
- 19日(月) 午後1時30分～ 本会議（委員長報告・討論・採決）